水道工事標準仕様書及び施工管理基準（管路編）の改定に関する新旧対照表

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th><th>備考欄</th></tr>
<tr><td>
第3章　管路工

第1節　一般事項

3-1-1　起工測量、試掘調査
(1) 工事に先立ち起工測量を行い、設計図書との差異の有無を確認すること。また、試掘調査が必要と定められているものは、設計図書に定める内容に基づき調査を行い、地下埋設物の位置等を確認すること。その結果を、記録写真や調査図等にとりまとめて監督員に報告しなければならない。
(2) 試掘調査の詳細は監督員と事前に打合せを行い決定すること。
(3) 近接する地下埋設物については当該管理者の立会いを求め、その指示を受け、適切な措置を講じること。
(4) 試掘作業中は地下埋設物に十分注意し、損傷を与えないようにすること。
(5) 試掘調査の際は、土質の性状、地下水の状態等をよく観察し、掘削工及び土留工の参考にすること。
(6) 試掘箇所は即日埋戻しと仮復旧を行い、その後も巡回点検による保守管理を行わなければならない。
(7) 掘削する深さが1.5mを越える試掘作業において、4方向の掘削面に対して必ず土留を設置すること。
(8) 試掘作業に際して、設計図書に示された施工条件と現場の状態が一致せず、1.5m掘削しても目的を果たせなかった場合は直ちに監督員に報告し、更に掘削するか否かについて判断を仰ぐこと。なお、更に掘削する場合は(7)と同様に土留を設置した後行うこと。
(9) 試掘については、試験掘削標準図（参考図）を参照すること。
3-1-2　管布設位置
(1) 管布設に際しては、設計図書に基づき平面位置（道路の北側又は西側の位置を原則とする）、土被り（表1参照）、構造等を正確に把握し、地下埋設物等の障害物を確認のうえ、位置を決定すること。
（表1）標準的な土被り（埋設深さ）
<table>
<tr><td>ア</td><td>口径50mm以上300mm以下</td><td>0.9m</td></tr>
<tr><td>イ</td><td>口径350mm</td><td>1.2m</td></tr>
<tr><td>ウ</td><td>口径400mm以上</td><td>1.5m</td></tr>
</table>
(2) 新設管と既設埋設物との離隔は30cm以上確保することを原則とする。離隔が確保できない場合は、監督員に協議すること。
3-1-3　管布設土工
(1) 管布設工における土工については、群馬県土木工事標準仕様書（第12編 農業土木編／第2章 管路工／第4節 土工）を準用する。
(2) 埋戻しの施工にあたり、一層の仕上り厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めなければならない。
</td><td>
第3章　管路工

第1節　一般事項

3-1-1　起工測量、試掘調査
(1) 工事に先立ち起工測量を行い、設計図書との差異の有無を確認すること。また、試掘調査が必要と定められているものは、設計図書に定める内容に基づき調査を行い、地下埋設物の位置等を確認すること。その結果を、記録写真や調査図等にとりまとめて監督員に報告しなければならない。
(2) 試掘調査の詳細は監督員と事前に打合せを行い決定すること。
(3) 近接する地下埋設物については当該管理者の立会いを求め、その指示を受け、適切な措置を講じること。
(4) 試掘作業中は地下埋設物に十分注意し、損傷を与えないようにすること。
(5) 試掘調査の際は、土質の性状、地下水の状態等をよく観察し、掘削工及び土留工の参考にすること。
(6) 試掘箇所は即日埋戻しと仮復旧を行い、その後も巡回点検による保守管理を行わなければならない。

3-1-2　管布設位置
(1) 管布設に際しては、設計図書に基づき平面位置（道路の北側又は西側の位置を原則とする）、土被り（表1参照）、構造等を正確に把握し、地下埋設物等の障害物を確認のうえ、位置を決定すること。
（表1）標準的な土被り（埋設深さ）
<table>
<tr><td>ア</td><td>口径50mm以上300mm以下</td><td>0.9m</td></tr>
<tr><td>イ</td><td>口径350mm</td><td>1.2m</td></tr>
<tr><td>ウ</td><td>口径400mm以上</td><td>1.5m</td></tr>
</table>
(2) 新設管と既設埋設物との離隔は30cm以上確保することを原則とする。離隔が確保できない場合は、監督員に協議すること。
3-1-3　管布設土工
(1) 管布設工における土工については、群馬県土木工事標準仕様書（第12編 農業土木編／第2章 管路工／第4節 土工）を準用する。
(2) 路床部の埋戻しにあたり、一層の仕上り厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めなければならない。それより下の路体部の埋戻しについては、一層の仕上り厚を30cm以下とし、各層ごとに締固めなければならない。
※路床とは・・・路盤の下面から1m以内の部分をいう
※路体とは・・・路床より更に下の部分をいう
</td><td>
（追加）

（変更）
</td></tr>
</table>

新	旧	備考欄
3-1-1　起工測量、試掘調査　（９）試験掘削標準図（参考図）		（追加）

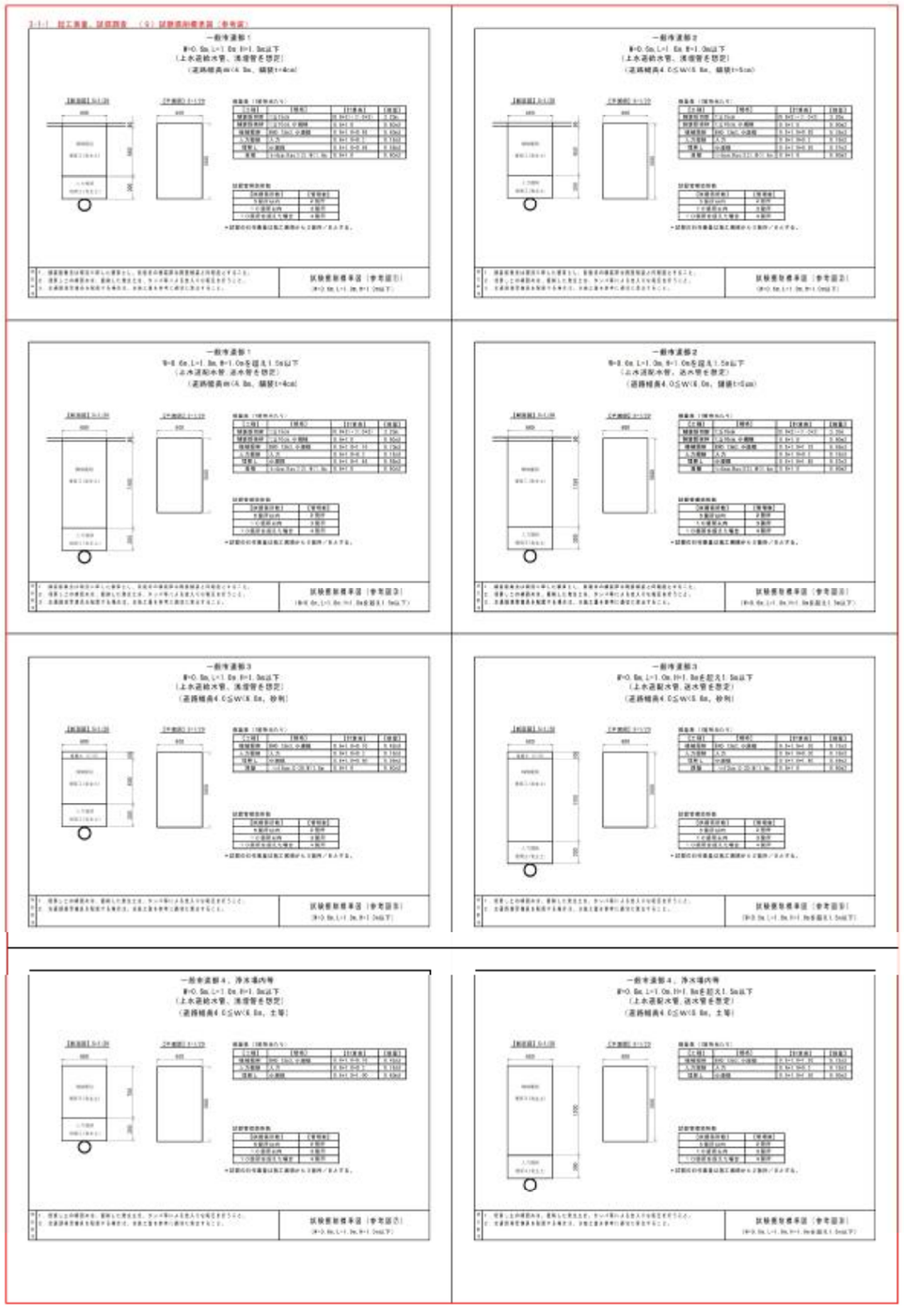

新	旧	備考欄
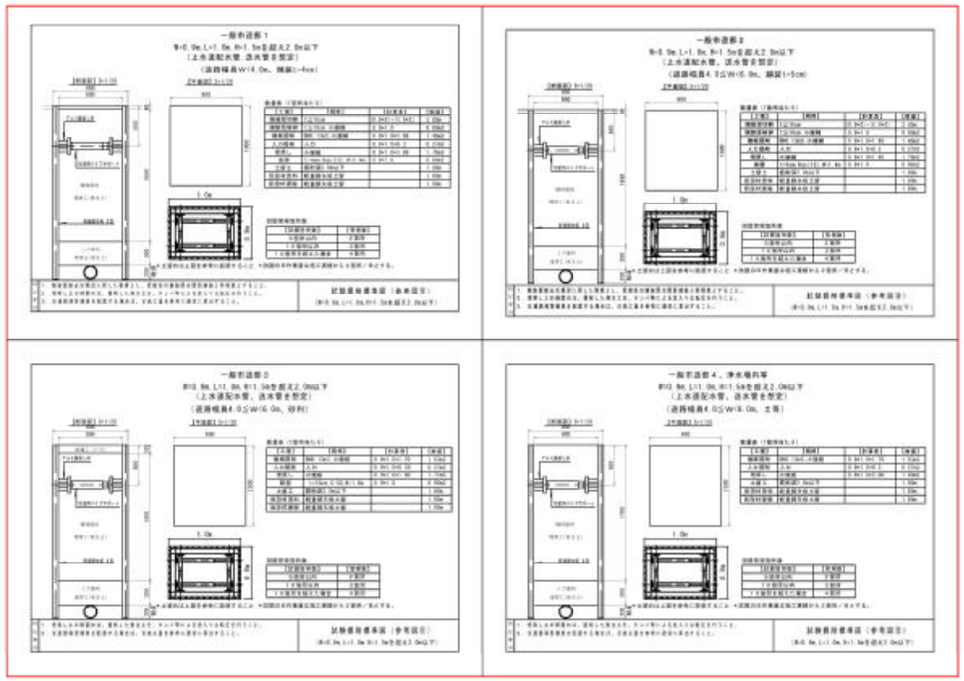		(追加)

新	旧	備考欄
第7章　仮設工 第1節　一般事項 7-1-1　共通指定事項 (1) 掘削する深さが1.5mを超える場合は、土木工事安全施工技術指針に基づき土留工を施すこと。 (2) 受注者は、周囲の状況、掘削深さ、土質、地下水位、作用する土圧、載荷重等を十分に検討し、必要に応じて土留工の要否を確認すること。 (3) 標準によりがたい場合、又は掘削する深さが1.5m以内であっても、自立性の乏しい地山の場合は、監督員と協議すること。 (4) 土留めを施工している期間中は常時点検及び記録を行い、部材の変形や緊結部の緩み等の早期発見に努め、事故防止を図ること。 (5) 土留板は掘削面に密着するように設置し、隙間を生じた場合は良質の土砂で充填し締め固めるとともに、くさびを打ち込み締め固めること。 (6) 土留工は地盤及び施工環境に適した工法を選択すること。 (7) 不断水仕切弁の設置等管路以外の掘削において、掘削する深さが1.5mを超える場合は4方向の掘削面に対して必ず土留を設置すること。 (8) 土留工を設置する管路掘削において、管路方向の土砂崩落を防止するため流砂防止板等を用いて処置すること。 (9) 土留工については、仮設工標準図（参考図）を参照すること。	第7章　仮設工 第1節　一般事項 7-1-1　共通指定事項 (1) 掘削する深さが1.5mを超える場合は、土木工事安全施工技術指針に基づき土留工を施すこと。 (2) 受注者は、周囲の状況、掘削深さ、土質、地下水位、作用する土圧、載荷重等を十分に検討し、必要に応じて土留工の要否を確認すること。 (3) 標準によりがたい場合、又は掘削する深さが1.5m以内であっても、自立性の乏しい地山の場合は、監督員と協議すること。 (4) 土留めを施工している期間中は常時点検及び記録を行い、部材の変形や緊結部の緩み等の早期発見に努め、事故防止を図ること。 (5) 土留板は掘削面に密着するように設置し、隙間を生じた場合は良質の土砂で充填し締め固めるとともに、くさびを打ち込み締め固めること。 (6) 土留工は地盤及び施工環境に適した工法を選択すること。	（追加）

新	旧	備考欄
7-1-1　共通指定事項　（９）仮設工標準図（参考図） 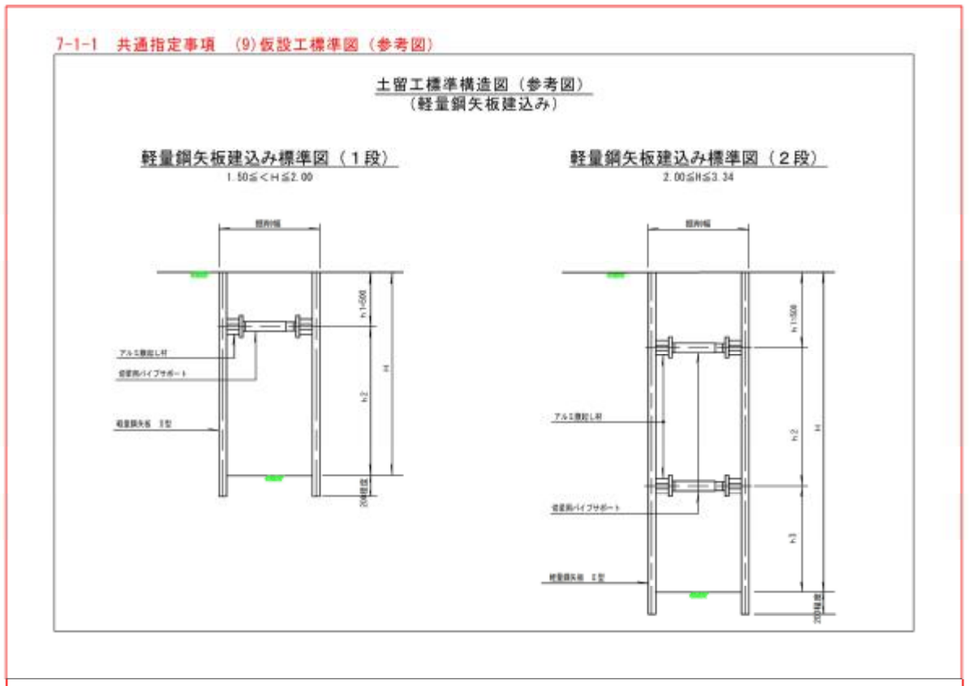		（追加）